

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 植物防疫法施行令（昭和五十一年政令第四百四十六号）（第一条関係）	1
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第二条関係）	3

○ 植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文
 植物防疫法施行令（昭和五十一年政令第四百四十六号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録検査機関の登録の有効期間）</p> <p>第一条 植物防疫法（以下「法」という。）第十条の五第一項の政令で定める期間は、四年とする。</p> <p>（病虫害防除所の基準）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（交付金の交付基準）</p> <p>第三条 法第三十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該予算総額の四割は、次に掲げる特別の事情に対応した侵入調査事業及び発生子察事業への協力並びに病虫害防除所の運営を行うための経費を要する都道府県に配分する。</p> <p>イ 有害動物又は有害植物のまん延に対処するためその他農業生産の安全及び助長を図るため緊急に植物の検疫、防除及び発生子察事業を行う必要があると認められること。</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、有害動物又は有害植物の分布及び過去の侵入又はまん延の状況、有用な植物の栽培又は植生の状況等の特別の事情</p>	<p>（新設）</p> <p>（病虫害防除所の基準）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>（交付金の交付基準）</p> <p>第二条 法第三十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村数に応じて各都道府県に配分する。</p>

(削る。)

四 当該予算総額の二割は、有害動物又は有害植物のまん延に対処するためその他農業生産の安全及び助長を図るため緊急に植物の検疫、防除及び発生予察事業を行うことを必要とする都道府県に配分する。

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二条第二号ニに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 植物防疫法第九条第一項若しくは第二項（廃棄、消毒等の処分）の規定による命令の通知又は同条第五項の規定による証明に係る証明書の交付</p> <p>三 植物防疫法第十条第一項（輸出植物等の検査）の規定による検査の申請</p> <p>四〇十二（略）</p> <p>五〇七（略）</p>	<p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二条第二号ニに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 植物防疫法第九条第一項若しくは第二項（廃棄、消毒等の処分）の規定による命令の通知又は同条第四項の規定による証明に係る証明書の交付</p> <p>三 植物防疫法第十条第一項（輸出植物の検査）の規定による検査の申請</p> <p>四〇十二（略）</p> <p>五〇七（略）</p>